

【東電営農賠償交渉記録 R4年－1回】

30 年中間貯蔵施設地権者会 会長 門馬好春

(注) 本記録は IC コーダー・録画に基づき作成

東京電力ホールディングス(株) 4月28日 11時～12時40分 幸ビルディング 2階会議室
東電からのお願いにより今回はマスコミ非公開(4月25日の了解から26日に非公開のお願い)
「出席者」

福島原子力補償相談室 広域補償相談センター (本社)

副所長 中里 修一氏 電話番号 0120-926-404 (コールS)

部長 大石 兼資(かねすけ)氏 電話番号 0120-995-413

島崎亮(あきら) 課長山田良一課長 電話番号共に0120-993-158

福島原子力補償相談室 福島補償相談センター (福島復興本社)

副所長 北見 長喜氏 電話番号 024-521-8450 (代表)

部長 本間 祥兄氏 電話番号 024-521-8481

「内容」(注) 一敬称・丁寧語は省略一話し言葉は簡潔に記載一() 書きは追加記載一

門馬：営農賠償は中間貯蔵施設が蚊帳の外で、仮置場と違い玄関の戸が締められている。
連休明けに再度マスコミ公開で再交渉をする約束なので、本日は事実確認、なぜこうなった
のかを伺い、私からは今迄の電話などでの回答を含め東電回答が論理的でない事を指摘する。

本日を迎えるに辺り農協と情報共有を諮り、地上権契約者からも依頼されており、私自身
も30年地権者会代表の立場だけでなく、田圃の所有者の立場でも適切な回答を求める。

『何故、仮置場は対象か』→回答は一時的な土地の提供→何年かの回答なし

北見：一時的な土地の提供であるので原状回復をして農地として返還されれば、早期に営農
再開できるという事で考えている。一時的な土地の提供である。

門馬：一時的とはどのような判断か。

北見：仮置場の契約の中で、あくまでも短期間の土地の提供での土地の賃貸借契約になって
いる事である。

門馬：仮置場開始は2012年からで(北見:はい) 中間貯蔵もなく3年計画だ(北見:はい)
一時的の定義はなにか。一時的は抽象的で法律などの定義から外れている。

また一時的は3年以内(程度)の契約なのでということか。

北見：いや、あくまでも個別の状況を見て、短期間かそうでないかを判断している。

したがって、一律3年という線引きではない。

(注)一時的・短期間の土地の提供を東電が個別の状況を見て判断することは不公平な賠償となり誤り

門馬：多くの仮置場は3年以上で一時的の定義は(公平な賠償の観点から)非常に大事だ。
2012年からだが、中間貯蔵もまだであり、3年経過しても延長している(北見:はい)
したがって、「一時的を個別判断」の説明は事実とかけ離れており納得感はなく無理がある。

また、以前の東電説明では(短期)3年という期間を表す言葉がよく出ていたので、いま
の説明内容は以前よりも後退した回答である。

一時的・短期間は何を持って判断するかが、非常に抽象的(あいまい)だ。そう思わないか。

北見：回答なし

『何故、仮置場の使用期間の実態を確認しないのか』

門馬：2012年から始まり、長い仮置場は6-7年になる。環境省説明でも帰還困難区域外の仮置場も搬入が概ね完了でまだ残っている。また搬出後も原状回復期間、契約は継続中だ。更に帰還困難区域は今後も続く。従って今の「一時的・短期間」と現状が一致してない。

通常法律上の3年を短期「一時的ではない」長期は20年以上である。これは大事だ。

北見：当社として仮置場の期間がどうなっているのか分からない。

実態として延長されていることは、いま門馬氏から聞いた。あくまでも一時的な契約が結果として契約延長になって、現在に至っているの、あくまで一時的として整理をしている。

門馬：計画時点は東電のいう一時的で環境省の期間は3年間である。この計画時点は中間貯蔵がまだ先で、国が全面国有地化方針時の話である。なので、いまの説明が実態を反映していないという事が事実としてよく分かった。その後の実態は分からないとの話だが、(北見：〈環境省の〉計画は分からない) 環境省の当初の計画期間は3年である。

北見：計画は3年かもしれないが、その契約が延長されている事が当社として、分からないというか、・・・。

門馬：調べる気がなかったという事でよいか。

何故なら、環境省直轄仮置場は11市町村の実態を、同省HPで市町村の仮置場も合わせて公表している。また、各市町村HPでも同じく公表している。なので、東電として実態が分からないとの回答は調べているが、分からないとの(虚偽)回答か、本当に調べていないのかどちらか。営農賠償の契約期間の事実確認が非常にだらしがないのではないのか。

門馬：賠償は計画時点の判断とその後の実状を踏まえて行うことが(加害者である)東電の本来の姿であるべきではないか。「2016年新聞記事：内堀知事から広瀬社長へ損害が続く限り賠償を提示」この損害が続く限りは実態を調査して賠償に反映させることではないのか。

今後この不誠実な営農賠償については関係者に話をして(改善を求めて)いく。

北見：あのう、あのう、結果としては、仮置場は門戸を開いているという事だ。

門馬：玄関の戸が開かれている。(北見：はい)

(注) 短期契約は土地5年建物3年以内(民法602条) 環境省仮置場当初3年計画後契約更新 一時使用目的の適用条件「短期間に限り賃貸借を存続させるという合意について客観的・合理的な理由が存在する。最高裁昭和43年3月28日」「一時使用は1年未満で短期使用期間と異なる」

『何故、その他の契約の回答ができないのか』

その他の契約とは仮設焼却場・セメント固型化処理施設・特定廃棄物処理施設・大熊町、双葉町の借地・JRなどの借地や各企業の借地を指す・4月13日から東電に確認済み

北見：本間部長に「そこ、どうだっけ」と本間部長に確認。

本間：賃借している土地はその面積分を除いた分を・・・。(営農賠償額算定の説明)

門馬：それを聞いていない。営農賠償の対象かを聞いている。玄関の戸が開いているかだ。

本間：対象になっていない。(次に北見氏訂正)

北見：仮設焼却場等は承知していないので後日回答としたい。今日は分からないでよい。

門馬：次の交渉前に、電話で回答をお願いします。1つ1つ不公平の事実を確認していく。

『何故、中間貯蔵の地上権契約は対象外か』

門馬：玄関の戸が締められている理由は、今までの回答が「30年後の営農が現実的でない」とあわせて「一定の利益を得ている」であった。何故、営農賠償の対象外なのか。

北見：（農地の所有者は）土地を長期間提供するのでその期間農業はしない事なので、農業の休業賠償の対象外という事である。

門馬：今まではそれに加えて一定の利益を得ているであったが、それはどうか。

北見：利益を得ていることは、賠償の対象外としているのではない。

門馬：今までの説明を変えたという事でよいか。

北見：はい、（門馬：再度確認、それでよろしいか）はい。

門馬：理由は長期間だけでよいか。

北見：長期間農業以外の収益で生活をされると判断したという事である。

門馬：長期間とは何年のことか。それをベースに東電は判断しているので回答頂きたい。

これに回答できないのは営農賠償の根拠がいい加減である。（不公平でもある。）

北見：回答としては、長期は何年という定義はない。

門馬：日本の法律を無視しているという事か。

（注）定義がないのでは、個々の営農賠償の判断で判断年数が違う事が出てくる

（注）仮置場の一時的・短期も期間の定めがなく、短期と長期の区別が逆転することもあり得る

門馬：国交省・環境省でも法律や補償基準要綱や判例でも20年以上を長期としている。

電力会社の電源開発等に伴う損失補償基準でも20年ではないのか「次回に回答求める」

この基本的な回答もできないで、営農賠償の判断をしているのか「次回に回答求める」

門馬：農業を再開するのは期間の問題でなく、農業の意向・意思があるかが最重要の要件だ。

今の回答は営農の再開意思を無視して、長期間だけで判断していることだ。

営農の再開意思を無視したという事ではないか。

本間：無視はしていない。大前提として営農再開の意思がある人が対象だ。

門馬：それは、うそだ。何故ならば、なぜ先祖伝来の土地というか分かるか。

祖父の前から、祖父、父、本人、子、孫その先と続いていく。

これは一貫して営農の意思を示しているのだ。これを否定できるか。

本間：いえ。北見：否定しません。

門馬：東電の中にはこの長期間という考え方はないのだ。子供孫が営農の意思を示せばよい。

これで継続だ。否定できるか。（北見：否定しません）これは農協も専門家も認めている。

先ほど、本間氏は無視していないと言ったが、今の私の話からも30年間（営農の意思・意向）を無視している。

社会一般としてはそれを無視しているという事で捉える。

北見：門馬氏の考えは分かった。

門馬：わたしだけでなく農協も同じだ。専門家も同じ考えだ。

この一般的な考え方から東電の考え方はずれている。ずれは直してほしい。

『何故、一定の利益を判断対象から判断対象外に変更したのか』

門馬：今まで「東電は一定の利益を得ている」を賠償判断対象としていたので確認する。

北見：環境省の仮置場契約の内容は知らない。地代の実状も知らない。

門馬：それも調査不足。仮置場 4 年半地代累計額 850 円で 30 年間地上権 840 円より多い。先ほど説明を聞いて利益を得ていると言うと益々説明が出来なくなるので除いたと感じた。今日の説明を聞いて仮置場は対象で、中間貯蔵の地上権は対象外の理由が全然分からない。

門馬：仮置場も中間貯蔵も福島復興や県内の方々に避難先でお世話になっているから協力している。これを断腸の思いで契約している。営農賠償はこの点も 2 つを分けている。

(注) 仮置場の 4 年半地代単純累計額 850 円/m²田年 > 中間貯蔵の 30 年間の地上権価格 840 円/m²田

『何故、中間貯蔵の未契約者は対象か』

門馬：何故か。

北見：未契約者はその土地が中間貯蔵施設の用に供されているとは分からないからだ。

門馬：そういう話ではないのではないかと。営農再開意思があると判断したからではないのか。

北見：営農再開の意思があることが前提である。

門馬：という事は地上権の方も 2045 年で田圃が戻ってくるので営農の意思がある。

だから地上権にしたのだ。地上権契約者は営農賠償の対象外である事を怒っている。

事業終了まであと 23 年を切っている。30 年ではない。あと数年したら 20 年も切る。

帰還困難区域の仮置場は今後も続くので中間貯蔵と期間の逆転現象が起こることもある。

北見：そうだ。(この点は理解して明確に肯定した)

門馬：それでも、仮置場は一時的を変えないということか、次回交渉で回答を求める。

北見：今の期間の事と賃料の逆転については理解している。

ただ、それについてこれ迄検討していない話だったので、中間貯蔵について・・・。

門馬：これまで検討していないとの事だが、中間貯蔵が 2015 年 3 月 13 日に開始してから、7 年を経過し 8 年目に入ったのに検討していないとの話だ。地上権の方が聞いたら怒る。営農の賠償は 2011 年からでよいか。

北見：はい、(2011 年から) 賠償をしている。

門馬：つまり 2011 年の営農賠償開始と 2012 年仮置場開始では、中間貯蔵はまだ決まっていなかった時に、決めた営農賠償方針を今まで何も変えなかったという事だ。

検討していないという事はそういう事だ。それがよく分かった。だがそれはおかしい。

北見：環境省さまと地権者の補償契約と東電の賠償は基本的には切り離して考えている。

門馬：それは当たり前の話で、賠償は賠償で、補償は補償で別である。

北見：環境省の契約内容は関知していないので・・・。

門馬：営農賠償請求の内訳に仮置場地代も記入するので承知していない訳がないではないか。同請求書類は東電に入るのにどの立場でそんな(無責任な)ことが言えるのだ。

北見：資料は見ているが、賃料比較の検討はしていない。

門馬：検討はすべきである。→ 北見：ご意見承った。

門馬：先程話した通り、当初東電として決めた方針を変えなかった事はよく分かったが、原発事故後 11 年を経過しており、(期間や土地使用補償額の) 事情変更も私の方から十分に

説明をした。従って、事情変更による営農賠償の方針を変えるよう検討をするべきである。
事故を起こした東電にはキチンと事情（実態）変更の調査をしていく責務があるのだ。

門馬：もう一度教えてほしい、なぜか。

本間：裏返しの事だが契約者はその土地で営農再開をしないことが客観的に、一般論だが、客観的に明らかなので、という事は、まだ未契約の方はまだその土地で再開をする可能性があるのだろうとの判断になる。

門馬：当初は全部が国有地化の計画だから売買か未契約で地上権はなかった。

今の話は売却（譲渡）と未契約との2つに分けてみると本間氏の説明は（一応）理解できる。だが、途中、事情変更で地上権が入ったのだ。これを東電は加味していない。

本間：当初買収が前提はその通りだ。

門馬：契約した方は営農しないと判断したとの説明だが、地上権者が将来は農業をやるから地上権にしたと言っている。だから、その意向・意思を東電は汲み取っていないのだ。地上権契約者も未契約者も中間貯蔵施設があるうちは農業ができないのだ。分かっているか。

本間：頷く。北見：はい。

門馬：そこで地上権も2045年までは農業ができない。未契約者も出来ない。（共に営農再開の意思はある。）けども未契約者だけが営農賠償の対象である。おかしいではないか。

この違いは何か。理屈が通らないではないか。

北見：回答を保留する。

門馬：回答を保留する。（北見：はい）数年間この問題の指摘をしているに今日の段階で回答ができないという事か。北見：はい。

門馬：みっともないですよ。北見：申し訳ございません。

門馬：未契約者と地上権契約者の違いは収益があるかないかだけだ。

しかし、今回東電は、収益は判断の基準ではないと変更してきたのだ。

北見：もう一度説明してほしい。

門馬：同じことを説明している。だいぶ緊張しているのか。

北見：はい。（だいぶ緊張）しています。

門馬：こういう指摘に今迄あった事はありませんか。農協との事前協議が新聞に出ているが、私から出た質問や指摘が農協からは出なかったか。「新聞記事を提示して説明」

未契約者も地上権者も2045年で営農再開の意思はある。（北見：はい）

だとすれば、未契約者と同じように地上権契約者にも玄関の扉を開けるべきではないのか。地上権契約者も営農賠償の対象とするべきではないでしょうか。

北見：頷く。門馬：頷いて頂きありがとう。 北見：ご意見として承ります。

門馬：（今日は）それしか言えない。北見：すみません。

（注）「30年後に返還されてから、営農を続けるかどうかは、地権者の自由であり、判断である」ことから、「30年後の営農を東電が判断するのはお節介きわまりない間違った回答である」

（注）さらに問題なのは、「30年の間、従前のおり営農を続けられない事に対する賠償」なので、まったくの筋違いで、甚だしい頓珍漢な回答になっている。」

『何故、地上権価格などの実態を知らないのか』

門馬：今年度分の（中間貯蔵の地上権価格）は承知か。（北見：知らない。）

門馬：田圃は53%で630円。あと23年である。こういった数字は誰が見ても同じなので、これらも事前調査して判断の材料としていくべきである。（北見：はい。）

門馬：環境省は地上権の算定方法として、将来時点、30年後の土地価格を50%から100%になることを想定している。この不確定な将来時点の算定方法はルール外である。

『再度確認、何故、未契約者は対象で、地上権契約は対象外か』

門馬：再度、くどいが大事なことなので再確認する。何故か。

本間：叱りを受けるかも知れないが、東電の考えはすでに契約している人は、相当期間（何年かは示せないが）農業をおこなわないという事が、客観的に明らかなので今の考えとしては、対象外にしている。一方で未契約の方はまだ未契約なので、そこで相当期間農業ができないという事が、客観的に明らかでないと東電としては捉えている。

確認したいが、未契約も地上権契約も相当期間営農ができないのは同じだという事か。

門馬：今まで説明した通りで、そうだ。

本間：東電として2つの違いの回答をいまは持っていない。

(注:重要なので再掲)「30年後に返還されてから、営農を続けるかどうかは、地権者の自由であり判断である」ことから「30年後の営農を東電が判断するのはお節介きわまりない間違った回答である」

(注)さらに問題なのは、「30年の間、従前のおり営農を続けられないことに対する賠償」なので、まったくの筋違いが甚だしい頓珍漢な回答になっている。」

《東電から当方への質問:要求はなにか》

北見：地上権が営農賠償対象とすべきとの要求でよいか。

門馬：売却対象者も同じである。理由は福島復興のため、又は大熊町、双葉町の町民の皆さまが避難先でお世話になっていることをも踏まえて納得感のないままに、売却してしまった方は、いま、地上権にすべきだったと悔やんでいる方も多い。

「当初の環境省の恫喝的交渉や買収を最優先した事例と地上権契約書と用地補償を説明」
また、大島元自民党本部長が事業終了後は土地を戻してもよいと考えているとの話もあった。

「磐城飛行場跡地も戦後、希望者には戻した事例も説明」

《次回交渉について連休明けとする(日程は今後調整)》

北見：次回交渉もマスコミは相談事項としたい。

門馬：大石部長から事前に「今回は」非公開との約束で本日をむかえている。

この約束からも次回は約束通りマスコミ公開である。

《その他》

イ「門馬から田圃の用地補償額と財物賠償額の不条理を末尾写真資料1・2に基づき説明」
ロ「門馬から汚染水放出の根拠である安全協定書（2015年1月7日4者間締結）の事前了解について確認」

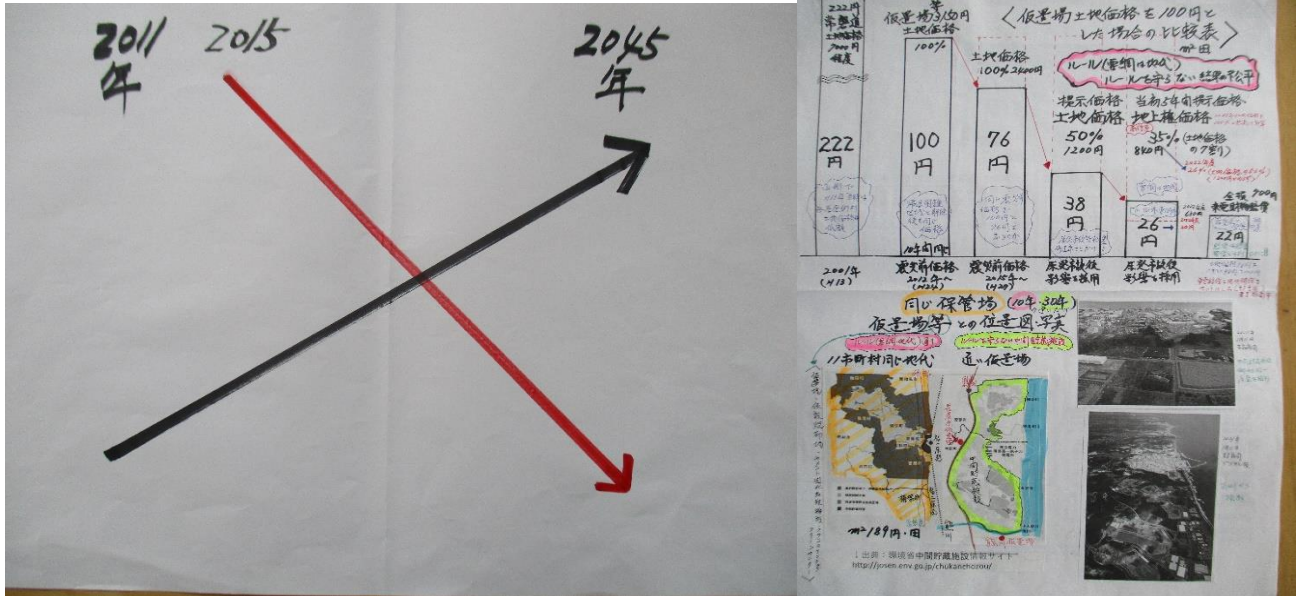
中里副所長：東電として本安全協定書に該当すると判断して事前了解を得るため提出した。

『資料』

避難指示区域内の農業者さまに対する一括賠償後のお取り扱いについて（農協から受領）

1 仮置場と中間貯蔵地上権の期間と補償額の比較

2 用地補償額と財物賠償額の比較



(注) 1の補足説明 黒矢印は仮置場
 矢印の通り期間を更新し当初の3年計画から長期契約に移行する
 また地代累計額は年々→の通り加算されていくことになる
 結果、4年半 850円/m²田で30年間の地上権価格 840円/m²田を超える

(注) 1の補足説明 赤矢印は中間貯蔵の地上権
 矢印の通り 2045年に向かい期間が短くなっていく 数年で仮置場期間より短くなる
 また、地上権価格は年々→の通り減額となっていくことになる

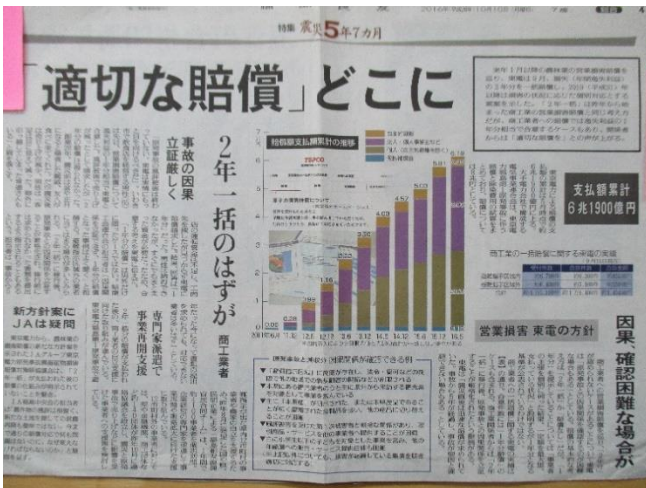
3 交渉時に提示した新聞記事

4 交渉時に提示した新聞記事



5 交渉時に提示した新聞記事

6 交渉時提示の事故前福一原発と周辺写真



『当方確認に対する農協のコメント』

「福島県農業協同組合中央会 損害賠償対策課長コメント」

中間貯蔵施設の売却者と地上権契約者は「営農の意思がない」となっている。

東電と（営農賠償の）決着はついていない。いったん東電が判断したものを通知した。

（受け取った皆さまが）中身を確認して、それでよければ（ご送付となります）。

その後当方の主張を理解し随時電話等での情報共有のうえ今後の進め方を確認している。

「福島さくら農業協同組合 本店 損害賠償対策課長のコメント」

中間貯蔵施設は売却者か未契約者だけと思っていた。

地上権契約者がいるのは分からない。地上権契約はないと思っていた。

未契約者は営農の意思があり、営農賠償の対象である。

【まとめ】『1～5は東電の今回の回答 6～10は当方の考え方と指摘』

1. 仮置場は一時的・短期間の土地の提供で個別の状況を見て東電が判断するが対象
一時的な土地の提供で原状回復での返還は早期に営農再開できると考えている
2. 中間貯蔵の地上権は土地を長期間提供するのでその期間農業はしない事なので対象外
相当期間（何年かは示せないが）農業をおこなわないという事が客観的に明らか
3. 中間貯蔵の未契約者は土地が中間貯蔵の用に供されているとは分からないから対象
まだ未契約なので、相当期間農業ができないという事が、客観的に明らかでない
4. 中間貯蔵売却者（譲渡者）は営農の意思・意向がないと判断し対象外「要事実確認」
5. 営農賠償の大前提は営農の意思・意向でありこれは相続人にも継承されていく
6. 重要な問題は「30年の間従前の通り営農を続けられないことに対する賠償」である事
「30年後に返還されてから営農を続けるかどうかは地権者の自由な判断」である事
7. 東電当初方針「仮置場3年計画・中間貯蔵施設は売却（譲渡）未契約のみで地上権はなし」の前提から事情変更がある実態の確認をしないままで、営農賠償の方針を変えていない
8. 仮置場契約も地上権契約も未契約者も営農の意思・意向は同じだが賠償で区別がある
9. 中間貯蔵の地上権契約者が対象外である理由について東電の回答が滅茶苦茶である
10. 以上から東電の間違いは明らかであり、関係者と共に見直しを求めていく 以上